

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した児童手当法（以下「法」という。）7条1項の規定に基づく児童手当認定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年9月18日付けで行った児童手当認定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下の理由から、本件処分の違法性又は不当性を主張している。

請求人は、令和元年6月及び7月、夫と離婚に向け別居し、請求人が子供と同居していることを、電話等で担当者に伝え、児童手当受給者を夫から請求人に変更して、振込先の変更を求めたにも関わらず、担当者は、所得の高い夫が児童手当の受給者であり、児童手当の受給者でない者が手当を受給することはできないと答え、同8月、請求人が〇〇区の子育て支援課に連絡するまで、児童手当に係る適切な案内を受けることはなかった。そのため、同年7月分及び8月分の児童手当を受給できなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定

を適用し、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和2年2月3日	諮問
令和2年3月13日	審議（第43回第3部会）
令和2年5月21日	運営規程11条適用による書面審議

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 児童手当の支給要件

法4条1項によれば、児童手当は、15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（施設入所等児童を除く。以下「中学校修了前の児童」という。）又は中学校修了前の児童を含む2人以上の児童（施設入所等児童を除く。）を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母等であって、日本国内に住所を有するもの等、同条1項各号のいずれかに該当する者に支給するものとされている。

同条3項によれば、前項1号又は2号の場合において、父母等のうちいずれか二以上の者が当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父母等のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

また、同条4項によれば、児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父母等のうちいずれか一の者が当該児童と同居している場合であって、当該いずれか一の者が当該児童を監護し、かつ、

これと生計を同じくするその他の父母等と生計を同じくしない場合は、当該児童は、当該同居している父母等によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなすとされている。

(2) 認定手続

法7条1項及び3項によれば、児童手当の支給要件に該当する者（法4条1項1号から3号までに係るものに限る。以下「受給資格者」という。）は、児童手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び児童手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとされており、当該認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る児童手当の支給を受けようとするときも同様とされている。

法施行規則1条の4第1項によれば、法7条1項の規定による児童手当の受給資格及びその額についての認定の請求は、様式第2号（「児童手当・特例給付 認定請求書」）を市町村長に提出することによって行わなければならないとされている。

法施行規則4条1項によれば、受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況を記載した様式第6号（「児童手当・特例給付 現況届」）による届書を市町村長に提出しなければならないとされている。

法施行規則8条によれば、受給者から、住民基本台帳法24条の規定による転出（市町村の区域外へ住所を移すことをいう。住民基本台帳法15条の3）の届出があったときは、法施行規則7条の規定による受給事由消滅の届出があったものとみなすとされている。

そして、児童手当の支給を受ける権利は、その支給要件に該当したときから潜在的に発生しているのではなく、法7条に基づいて市町村長の認定を受けることによって初めて発生するものと解されている（中央法規出版株式会社「五訂児童手当法の解説」110頁参

照)。

(3) 支給開始時期

法 8 条 2 項によれば、児童手当の支給は、受給資格者が認定の請求をした日の属する月の翌月から始めるものであるが、同条 3 項によれば、受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後 15 日以内にその請求をしたときは、児童手当の支給は、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなった日の属する月の翌月から始めるとされている。

なお、上記の災害その他やむを得ない理由により認定の請求ができなかつた場合に該当するのは、台風、火災等の災害、交通事故、急病等の事故があつたため、認定の請求ができなかつたことが客観的にみて容認できる場合であると解されている（前掲書 122 頁参照）。

(4) 児童手当の額

法 6 条 1 項 1 号イ(1)(i)によれば、法 7 条の認定を受けた受給資格に係る支給要件児童の全てが 3 歳に満たない児童である場合、児童手当の額は、15,000 円に当該 3 歳に満たない児童の数を乗じて得た額とされている。

2 本件処分について

請求人は、令和元年 6 月 15 日、長男に係る従前の児童手当受給者であつた夫が〇〇区に転出し、〇〇区における児童手当・特例給付の受給事由を喪失したものとみなされた（上記 1・(2)）後、処分庁に対して、同年 8 月 27 日に至って児童手当・特例給付認定請求書により、本件請求を行ったことが認められる（上記 1・(2)）。

なお、請求人は、本件請求を行うに当たり、「災害その他やむを得ない理由」があつたことを証するに足る資料を提出していないのであるから、法 8 条 3 項の適用はない（上記 1・(3)）。

そうすると、請求人に対する児童手当の支給開始年月は、請求人が処分庁に本件請求を行った令和元年8月27日の属する月の翌月である同年9月となる（上記1・(3)）。

以上のとおり、手当月額を15,000円、支給開始年月を令和元年9月とした本件処分は、上記1の法令等の定めに基づいてなされたものであることが認められ、違法又は不当ということはできない。

3(1) 請求人は、上記第3のとおり主張する。しかし、請求人に対する児童手当の支給開始年月を令和元年9月とした本件処分に違法性又は不当性がないことは、上記2に示したとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

(2) これに対し、請求人は、要するに、令和元年6月及び同年7月の時点で、担当者に対して、夫と離婚に向け別居し、請求人が子供と同居していることを電話等により伝えていたにもかかわらず、担当者は、請求人に対して児童手当制度に関する必要な案内を怠ったと主張する。

しかし、請求人が、令和元年6月又は7月に担当者に対して、離婚等の事情を伝えていたことを認めるに足りる証拠はない。また、令和元年6月中、当時長男に係る児童手当の受給資格者であった夫は、処分庁に対して「児童手当・特例給付 現況届」を提出していなかったことが認められる（上記1・(2)）。さらに、離婚を前提とした別居が約1か月継続していたにもかかわらず、本件メモには、夫の転出理由について、「主人が引っ越したため」との記載しかなく、そうすると、請求人は、担当者に対して、夫との別居の理由について、説明していなかったことが推認される。

これらの事情からすれば、担当者は、本件連絡の日前に、請求人世帯における児童手当の受給資格者の変更に係る事情を、正確に認識する機会を持つことは不可能というべきものであり、担当者が、本件連絡の日前に、夫が支給要件に該当しなくなったことを把握して、請求人に対して児童手当制度に関する適切な案内をすることが

なかったとしても、上記 3 (1)の結論に影響を与えるものではない。

以上のとおり、請求人の主張は、理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成